

# 生活保護法改悪案

参院で7日に審議入りしたばかりの生活保護法改悪案と生活困窮者自立支援法案について、自民、公明などは12日の厚生労働委員会で採決をねらっています。わずか1日6時間の審議でも法案の害悪が噴出し、採決など許されないことが浮き彫りとなっています。

## 改悪の先取り

「法改定を先取りする動きが現場では起こっている」

日本共産党の小池晃参院議員が取り上げた生活保護締め付けの窓口―親族の扶養義務を受給要件にして申請を締め出す手法が、全国の自治体で広がっていることが明らかとなりました。厚労省は小池質問の翌日、「可及的速やかな改善」を全国の自治体に指示する事態に追い込まれました。改悪案は親族に対して

収入や預金・債務から勤務先まで調査を強化する

もので、小池氏は「まずまず受給権を脅かすことになるのは間違いない」と批判しました。

保護締め付けの調査は民間企業が作成した法違反の文書を使って行われ、反の文書を使っていた。締め付けが広がっているのか、厚労省自身が作成文書を了承していたのでは、ないのかなど、法改悪を先取りした受給権侵害の徹底究明が急務です。生活保護法は窓口への申請方法を明示せず、口

# 害悪噴出、採決許されない

小池晃議員（手前）の質問を聞く田村憲久厚生労働大臣（中央）らと傍聴者（上段）



頭でもできるようなになっています。改悪案では、申請書の提出を義務付け、収入・資産や就労・求職活動、親族の扶養などの記入を明示。必要な書類も添付しなければなりません。

べ、法改定の必要性を自ら否定する答弁を繰り返しています。佐藤茂樹厚労副大臣は「障害等で文字を書くことができない」「野宿をしていて証明するものを持たない」など「特別の事情」がなければ義務付ける考えを示しました。「今でも口頭でいくら訴えても申請書すら渡さない事態が起こっている。法文まで変えたらますます拡大する」（小池氏）ことになってしまいます。

小池氏は、9月からモデル事業を実施している奈良市の仲川げん市長が「安易に生活保護を受給する方を水際で止める」と発言していることをあげ、「水際どころか保護が必要な人を沖合で追い返すことになる」と強調しました。田村厚労相は「生活保護に入る手前で自立に向かっていただけない」とのべ、申請前に「自立」を迫ることを否定しました。「中間的就労」についても佐藤副大臣は「あくまで訓練なので労働基準法や最低賃金は適用されない」と答弁しました。最低賃金が生活保護水準を下回っているもので、たとえ「就労」しても貧困に押しとどめられる危険性が改めて示されました。

## 沖合で追い返す

生活保護法改悪とセットで出ている生活困窮者自立支援法。最低賃金の保証もない「中間的就労」を押し付けられ、生活保護から遠ざけられる危険性が浮上しています。